

令和7年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等		予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
1	令和7年4月1日	山武管工事業協同組合	漏水修理等業務委託	委託	自	令和7年4月1日	22,440,000円	22,428,120円	地方公営 企業法施 行令第21 条の13第 1項第2号	当企業団が管理する配水管等の漏水に関し、 ①緊急に対応する必要があることから調査・出 動体制について、常時確保できること、②給水 区域内を熟知していること、③同時に複数の漏 水に対応できることが求められる。 これらの要件を満たすのは、給水区域内にお ける当企業団指定給水装置工事事業者で組織さ れた山武管工事業協同組合が唯一の事業者であ る。また、当企業団と「災害時における応急作 業等の協力に関する協定」を締結しており、過 去の災害時においても応急作業等の実績があり、 確実な履行がなされている。 このことから、地方公営企業法施行令第21条 の13第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団給水区域		至	令和8年3月31日					
2	令和7年4月1日	シーデーシー情報システム㈱	給水電子情報システム再リース	賃貸借	自	令和7年4月1日	603,504円	603,504円	地方公営 企業法施 行令第21 条の13第 1項第2号	本給水電子情報システムは、シーデーシー情 報システム㈱が開発したものを平成20年度から 導入し、導入以降の給水装置工事承認申請書の 電子データ等を蓄積し一括管理を行っており、 窓口業務に無くてはならないシステムとなってい る。 同者は、本システムを熟知しており機器のメ ンテナンス・技術的支援体制も整っていること から迅速な対応が可能であり、本業務を同者以 外から賃借する場合にはシステムを新たに構築 する必要が生じることとなる。 このことから、地方公営企業法施行令第21条 の13第1項第2号により随意契約とする。	
		千葉市中央区本千葉町4番3号	東金市家徳361番地8 山武郡市広域水道企業団		至	令和8年3月31日					
3	令和7年4月28日	山武管工事業協同組合	量水器交換業務委託	委託	自	令和7年4月29日	口径 φ13mm： 5,368円 φ20mm： 5,874円 φ25mm： 6,864円 φ30mm： 10,285円 φ40mm： 10,285円 φ50mm： 61,787円 φ75mm以上：82,390円 (1件当たりの単価)	口径 φ13mm： 5,368円 φ20mm： 5,874円 φ25mm： 6,864円 φ30mm： 10,285円 φ40mm： 10,285円 φ50mm： 61,787円 φ75mm以上：82,390円 (1件当たりの単価)	地方公営 企業法施 行令第21 条の13第 1項第2号	本業務は、各戸に設置した量水器について、 計量法に定める有効検定期間内に相当数の対象 量水器を交換する業務であり、履行に当たって は①当企業団の指定給水装置工事事業者（以下 「指定事業者」という。）でなければならない こと、②相当数の技術者及び資機材を必要とす ること、③漏水等修繕工事に対応できること、 ④給水区域内の地理等を熟知していることが求 められる。 これらの全ての要件を満たすのは、指定事業 者で組織している山武管工事業協同組合のみで あり、本業務を遂行できる唯一の契約相手方と 判断するものである。 このことから、地方公営企業法施行令第21条 の13第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団の 給水区域全域		至	令和8年3月31日					